

防火管理者の資格区分等

防火管理者に必要な資格は、消防法施行令第3条に定められています。

防火対象物は、その用途と規模によって甲種防火対象物と乙種防火対象物に区分されており、防火管理者の資格も甲種と乙種に分けられています。防火管理者に資格を付与するための防火管理講習はこの区分に応じて、それぞれ必要な基本的知識及び技能を修得させるために行われています。

区分	甲種防火対象物						乙種防火対象物		
用途	特定用途 (6項目を含む ものに限る。)	特定用途 (6項目を含む ものを除く。)	非特定用途	新築工事中の建築物			建造中の旅客船	特定用途 (6項目を含む ものを除く。)	非特定用途
建物全体の 延べ面積等	—	300㎡以上	500㎡以上	地階を除く階数が 11以上 かつ 1万㎡以上	5万㎡以上	地階の床面積 の合計が 5千㎡以上	甲板数が 11以上	300㎡未満	500㎡未満
建物全体の 収容人員 ※2	10人以上	30人以上	50人以上				30人以上	50人以上	
資格区分	甲種防火管理者						甲種又は乙種防火管理者		

※ 「特定用途」とは、特定防火対象物を指し、飲食店・物品販売店舗・ホテル等、不特定多数の者が利用する施設又は病院・社会福祉施設、幼稚園等、行動力にハンディキャップがあり、火災が発生した場合に人命に及ぼす危険性が高い施設等をいいます。また、「非特定用途」とは、「非特定防火対象物」を指し、特定防火対象物以外の施設（用途）等をいいます。

※ 収容人員は、消防法施行規則第1条の3により算出します。